

平成 26 年度岩手県計画に関する 事後評価

平成 27 年 8 月

岩手県

(令和 2 年 10 月追記)

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

(令和元年度事業実施分のみ)

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	病床転換施設設備整備事業	【総事業費】 60,609 千円
事業の対象となる区域	盛岡圏域、岩手中部圏域、胆江圏域、両磐圏域、気仙圏域、釜石圏域、宮古圏域、久慈圏域、二戸圏域	
事業の期間	平成26年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の内容	病床の機能分化、連携を推進し、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、医療機関が既存病床を地域において不足している病床機能を有する病床への転換や、地域において過剰と見込まれる病床機能を有する病床から人工透析室などの地域に必要と認められる処置室等への転換を行う場合に必要な施設・設備の整備に対して支援する。	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期リハビリテーション病床数 750床（H28.1月）→839床（H29年度） ・地域包括ケア病床数 205床（H28.1月）→241床（H29年度） 	
事業の達成状況	病床転換事業実施病院数 1病院	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 将来不足すると見込まれる病床機能への転換により、入院患者の状態に応じた適切な病床機能の分化が図られるものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性 区域ごとの地域医療構想調整会議における、将来のあるべき医療提供体制の構築に向けた協議等に基づいて病床機能の転換を進めることにより、効率的な執行が図られるものとする。</p>	
その他	H26年度基金、H27年度基金を活用して実施	